

看護とリハビリの訪問ステーションなちゅらる 運営規程

（事業目的）

第1条 株式会社ララバンド（以下「事業所」という。）が設置する看護とリハビリの訪問ステーションなちゅらる（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）事業の適正な運営および利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定訪問介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称及び所在地）

第3条 訪問看護を行う事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称：看護とリハビリの訪問ステーションなちゅらる
- （2）所在地：宮崎県宮崎市宮崎駅東3-2-2 セリオ203号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーション勤務するの職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：看護師若しくは保健師1名（常勤）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用申し込みに関わる調整、事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- （2）看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し事業の提供に当たる。

- （3）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護計画書及び報告書を作成し 看護師の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間など）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日：通常月曜日から金曜日まで。但し国民の祝日、お盆（8/13～8/15）、年末年始（12/30～1/3）を除く。
- （2）営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 緊急対応契約利用者に関しては、24 時間、連絡・対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次の通りとする。

(1) 療養上の世話

清拭、洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄など日常生活療養上に世話、ターミナルケア等

(2) 医師の指示による医療処置

褥瘡予防・処置、カテーテル管理、点滴管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること。

(4) 家族支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(利用料等)

第 7 条 ステーションは、基本利用料として厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険に関しては支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2. 通常の事業の実施地域を越えた地点から、往復 1 km ごとに 5 0 円を徴収する。

3. 処置などに要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる実費を徴収する。

(通常業務を実施する地域)

第 8 条 ステーションが通常業務を行う地域は、宮崎市（田野、高岡を除く）とする。但し、これ以外は相談に応じる。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 利用者の主治医へ連絡を行い医師の指示に従う。

(虐待防止に関する事項)

第 1 0 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待を防止するための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染対策に関する事項)

第 1 1 条 ステーションは感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずる。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（ハラスメントに関する事項）

第12条 ステーションは、ハラスメントの発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1） ハラスメントのための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- （2） ハラスメント対策のための指針を整備すること。
- （3） 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- （4） 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務計画に関する事項）

第13条 ステーションは自然災害や感染症の流行等の非常時においても、迅速に復旧させるため、次の措置を講ずる。

- （1） 業務継続計画対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 業務計画対策のための策定を整備すること。
- （3） 業務計画対策のための研修及び訓練を定期的を実施すること。
- （4） 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第14条 ステーションは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年1回以上

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

3. 従業者であったものに業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（附則）

この規定は、令和7年5月1日から施行する。

令和2年9月1日施行

令和6年4月30日改定

令和7年5月1日改定